

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 4月 6日

島根県知事 丸山 達也 殿



提出者

住 所 島根県出雲市大津町1115番地5
氏 名 株式会社 小畠建設
代表取締役 小畠昭治
電話番号 0853-23-3138

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 小畠建設
事業場の所在地	島根県出雲市大津町1115番地5
計画期間	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業		
②事業の規模	195百万円		
③従業員数	8人		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 → 収集運搬 (自社・委託) → 中間処理 (委託) 発生 → 収集運搬 (自社・委託) → 最終処分 (委託)		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役 小畠昭治

廃棄物処理統括管理責任者
取締役 小畠健治

産業廃棄物処理方針の策定
廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

廃棄物管理担当者
各現場事務所 所長

廃棄物処理計画の作成
廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
委託契約の契約
管理票の交付・管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	れき類	木くず	廃アスファルト類	紙くず	金属くず	ガラスくず
	排出量	363t	1316t	5t	0.3t	1t	0.1t
(これまでに実施した取組)							
②計画	廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法の立案、採用 再生可能な廃棄物を中間処理業者へ搬出し、再資源化を促進						
	【目標】						
	産業廃棄物の種類	れき類	木くず	廃アスファルト類	紙くず	金属くず	ガラスくず
	排出量	350t	600t	3t	0.1t	1t	0.1t
(今後実施する予定の取組)							
上記内容を実施予定							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	特定建設資材については分別解体を実施し資材の再利用に努める
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	上記内容を実施予定

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
特に実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
特に実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
実施予定なし			

(第4面)

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	油れき類	木くず	廻り紙類	紙くず	金属くず	ガラスくず
	全処理委託量	350t	600t	3t	0.1t	1t	0.1t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t	3t	0.1t	1t	0.1t
	再生利用業者への 処理委託量	350t	600t	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組)							
再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。